

## 令和6年第10回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年8月20日(火)  
開会 17時50分 閉会 19時00分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名  
教育長 宗岡 功  
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎  
委 員 廣田 有加
- 4 事務局  
教育部長 久々宮 克也  
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子  
教育総務課総務企画係副主幹 松田 孝弘  
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也  
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一  
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 藤原 直也  
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

### 開会・点呼

教育長 第10回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。  
本日は、藤崎委員が欠席です。

教育長 それでは、ただいまから令和6年第10回教育委員会会議を開きます。

### 前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いしたいと思いま  
す。  
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田にお願いをしています。

### 教育長の報告

なし

### 会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、19時15分を予定しています。

教育長 はじめに、本日の会議の公開、非公開ですけれども、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、全て公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第34号 令和6年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）
- ・ 佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者の指定の期間の変更について

議案第35号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

議案第34号 令和6年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは議事に入ります。議案第34号令和6年第4回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、このうち、令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）について、安部教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 それでは、令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億17万7,000円を追加しています。そのうち、歳出の教育費につきましては、資料の7ページの下の方にあります10教育費にありますように、2,459万円を減額補正しています。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

歳出に係るものにつきましては、小学校廃校施設等解体事業において、旧尾浦小学校の解体に関するアスベスト除去業務委託の契約金額が予算を大幅に下回ったことから、老朽化した同施設の早期解体を図るため、その一部を令和7年度に予定していました建物等事前調査業務委託に組み替え、委託料の残額1,093万1,000円を減額計上するものです。財源については、地域振興基金を充当していましたので、その減額をしています。

そのほかにつきましては、教育総務費、幼稚園費、社会教育総務費及び保健体育

総務費において各職員給与費を人事異動に伴う調整を行うもののほか、ふるさとさいき応援基金の繰入額の減額に伴う各種事業の財源更正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

山口委員 尾浦小学校に限らず、学校の解体に係る予算を計上するに当たって、アスベストの調査はどの程度行われているのですか。校舎なり、公共施設のアスベスト調査はどれぐらい行われているのですか。

教総課長 以前に解体する建物について行った経緯はありますが、法の改正等もありまして、解体を行おうとしている年の前年か前々年に、アスベストの調査、また、含有調査を行った後に工事等の発注を行う予定にしております。

教育長 それでは第 34 号関係で次に、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、柳井学校教育課長が説明します。

学教課長 それでは佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

この議案は、6月の教育委員会において令和6年度末をもって佐伯幼稚園、下堅田幼稚園及び上堅田幼稚園を廃止することを決定したことを受け、佐伯市立幼稚園の設置条例である佐伯市立幼稚園の設置に関する条例を一部改正する必要があることから、佐伯市議会に提出しようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、別表に佐伯市が設置しています佐伯市立幼稚園の名称と位置が規定されておりますが、この別表から今回廃止する幼稚園の名称及び位置を削除することが、条例改正の内容となっております。

また、幼稚園を廃止することに伴い、佐伯市立幼稚園の設置条例のほか佐伯市学校給食センター条例についても併せて改正を行います。現在、佐伯幼稚園、上堅田幼稚園及び下堅田幼稚園はさいき学校給食センターの対象校となっておりますが、各幼稚園の廃止に伴い、学校給食センターの対象校から廃止する幼稚園の名称を削除する必要があることから、条例を改正しようとするものであります。

これらが、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についての内容となります。

教育長 幼稚園の見直しにより3園が廃止になるということでありまして、それについての条例改正ということであります。質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは次に、佐伯市公民館条例の一部改正について、丸山社

会教育課長が説明します。

社教課長 議案第 34 号関係の佐伯市公民館条例の一部改正について、御説明をいたします。

この議案につきましては、去る 7 月 29 日開催の令和 6 年第 9 回佐伯市教育委員会における議案第 30 号にて御承認をいただいた部分でございます。公民館の廃止に当たりまして、佐伯市公民館条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、令和 7 年 4 月からコミュニティセンターに移行する八幡、上堅田、弥生、蒲江、河内、西浦、畑野浦、名護屋、森崎の 9 つの地区公民館と弥生地区の床木及び切畑の 2 つの分館を廃止するため、同条例の別表第 1 の名称及び位置並びに別表第 2 の使用料の規定を削除するものでございます。施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日であります。

以上で議案第 34 号のうち、佐伯市公民館条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 コミュニティセンター化に伴い、公民館を廃止するという状況であります。質問等ございますか。

教育長 よろしいですか。それでは次に佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者の指定の期間の変更について、丸山社会教育課長が説明します。

社教課長 本議案は、佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該 2 施設は先ほど公民館条例の一部改正で御説明いたしましたとおり令和 7 年 4 月からコミュニティセンターに移行することに伴い廃止することになります。現在、床木分館は床木地区、それから切畑分館は門田区を指定管理者に指定しており、その指定期間を令和 10 年 3 月 31 日としているところです。

そのようなことから、指定期間の末日を当該施設が廃止となります令和 7 年 3 月 31 日に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

教育長 先ほど条例上廃止になります床木分館と切畑分館は指定管理者の指定をしているということですので、その期間を施設の廃止に併せて短くするというものであります。質問等ございますか。

教育長 それでは、議案第 34 号についてお諮りいたします。議案第 34 号令和 6 年第 4 回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 34 号については、異議なしとします。

**議案第 35 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について**

教育長 続いて、議案第 35 号令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、教育総務課が説明いたします。

事務局 議案第 35 号令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、説明させていただきます。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定で、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられていますので、この報告書の作成に当たり、教育委員会の承認を求めるものであります。

この評価報告の内容につきましては、令和 5 年 3 月に策定しました前回の「まなびプラン」を踏襲しつつも持続可能な教育を目指し、これからの佐伯を支える人材の育成を目標とした第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）の新しい計画体系に基づく令和 5 年度の各施策について評価しました。

評価の対象は、『「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造』を全体の目標とし、重点目標を達成するための 7 つの重点施策と 6 つの基本目標を達成するための 18 の基本施策を評価の対象としております。

評価方法につきましては、所管する課ごとに自らが自己評価を行い、その後、教育委員会事務局内で内部評価を実施し、その評価について、各分野の有識者からなる外部評価委員会から御意見、御助言をいただきました。

外部評価委員につきましては、評価の客観性を保持するため教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図る観点から、学校教育関係、社会教育関係、文化振興関係、社会体育関係の方を外部評価委員に委嘱しております。そのうち 2 人の方は、市外から招いています。この外部評価委員会でいただいた意見等につきましては、報告書の 100 ページから 103 ページまでにわたって記載しております。

続いて、点検及び評価表については、前回の教育委員会で承認をいただいておりますが、評価対象である施策ごとに点検及び評価表を作成し、「施策の目的」、「令和 5 年度の取組、成果、評価」、「今後の課題と取組」、「目標指標の達成状況」、「令和 5 年度の施策に対する評価」を記載しております。

具体的な内容につきましては、3 ページを御覧ください。「主な取組（令和 5 年度の取組、成果、評価）」については、過去の内部評価や外部評価の際に、目標指標だけで施策を評価するのではなく、施策全体で評価してはどうかとの御意見を受けましたので、取組に対し、成果がどのようなものだったかを判断し、5 段階で評価をしています。

「目標指標の達成状況」についても同様に、評価を自動的に判断してはどうかとの御意見をいただきましたので、計画最終年度の令和9年度の目標値の達成を100%とし、令和5年度は最初の年ですので、目標値まで20%を達成していれば、5というように評価年度ごとに評価する達成率を変えて5段階で評価しております。最終的な「令和5年度の施策に対する評価」は、施策全体で施策を評価するため、「取組の成果に対する評価」と「目標指標の評価」の合計の値から自動的にA B C Dの区分で評価しています。各評価の評価結果につきましては、A評価が11、B評価が13、C評価が1となっており、D評価はありませんでした。

各施策の具体的な内容につきまして説明させていただきます。

= 各施策について、資料を基に説明 =

以上、長くなりましたが、議案35号令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告についての説明を終わります。ありがとうございました。

教育長      ありがとうございました。全体にわたって説明をもらいました。どこからでも気になるところ等あれば御質問いただいて、審議を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

山口委員      地産地消についてですが、まさに地場産品を使用する、地域の食材を使用すること、これは非常によいことだと思います。今、気になることが、非常に食材の費用が全体的に上がっていますよね。メディアによると学校給食でさえも生徒1人当たりが摂取するカロリーのその基準値に満たしてないところも実際あるというデータが出ていますが、こういった地域の食材を使って、地場産品を使っていくとそれに対して、今、実際佐伯市におけるそういった給食において一定基準のそういったカロリーの確保はできているのですか。

体保課長      食材の物価高騰に対しましては、物価高騰分の補助金を交付しております。小学生については1人当たり600円の補助金を出しているところですが、それで給食費の方は賄っておりますので、栄養の方は足りているということであります。

教育長      佐伯の場合、物価高騰分を予算計上してしまして、給食の質を落とさないようにということで取組を行っています。  
他にございますでしょうか。

平井委員      この評価報告書ができるまでのことをもう少し詳細に聞きたいのですが、「具体的には、それぞれの重点施策・基本施策を所管する課ごとに自らが自己評価を行い」と書いていますけど、例えばその学校なら学校に取組と成果をアンケートじゃないですけど、出してもらおうのですか。

教総課長 学校関係の取組の成果という部分に関しては、学校教育課の方から学校の方に照会をかけたり、アンケートを実施したり、既に実施しておりますので、その結果を基にこちらの評価の方に反映させております。

平井委員 それを事務局でまとめているのですか。

教総課長 そうですね。こちらの方でまとめて、内部評価として評価を出して、こちらの評価の方に反映させております。

平井委員 この評価は、こちらで出しているのですか。

教総課長 教育委員会の事務局の中で評価を出したものを、また内部で評価し、外部評価委員の方に点検していただき、御助言をいただいているというような形になります。

平井委員 外部評価委員会があって、外部評価委員会にその書類を渡して、意見を聞きますとここに書いていますけど、外部評価委員会の評価はないのですか。

教総課長 外部評価委員さんからは意見を聴取するような形になっていますので、外部評価委員さんが評価をするというわけではなく、御意見や御助言をいただいた分を評価の方に反映させるというような形になります。

教育長 基本的に外部評価委員さんがその評価がおかしければ意見だけではなく指摘をされます。今回は、指摘による訂正はなかったということです。

教総課長 外部評価委員さんからの意見や助言をいただいた後に評価が変わるということは特にはないのですが、今後の取組の内容や内容的にここはもっとどうしたらよいかなどの考え方を反映させているというような形になります。

山口委員 全国学力・学習状況調査等において、問題の今出題傾向が割と読解力を必要としていますが、その読解力がないということが非常に問題になっています。読解力をつけるための取組としてのNIEを活用して実際に読んでいくことだとか、本を読むことに関する評価を見ると非常に評価が低いですよね。大学の共通テストとかもやはりそういった傾向があり、読解力を高めてそれを解いていくという傾向だから、今、小、中学校の学力テストもそういう状況なので、ここを底上げしていかないと、今度、その先、大学に行く状況になかなかついていけないんじゃないかと思うのですが。

学教課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。非常に問題の内容を見ると、読解力がないとなかなか対応できない問題ばかりであると、高校入試にしても大学入試にしても同様だというふうに思っています。学校においても様々な取組を進めているとこ

ろですが、なかなか成果として結びつく部分とつかない部分というのが存在をしているかと思います。特に小学校の方では、国語科の学習で並行読書を、もう教科書だけを読んでいくというような授業ではなくて、それから派生する一般の本をたくさん読んで、そこからまた自分なりの読み取りを進めていくというようなところを行っています。中学校の方では、ビブリオバトルがかなり盛んに行われています。ただ、この1か月に1冊も本を読まないという割合が非常に高く、そんなはずはないのかというところで、そこでの読書がこの読書と子どもたちが結びついていないのではないのかというところもあるといったところでもあります。

資料の学力向上の取組としても、情報の取り出しということで、必要な情報をその中から読み取って、それを組み合わせながら問題にあたっていくというところ、ここについてはかなり力を入れているところであると。ただ、これは継続して更に取組を進めていかなければならないというふうに考えているところでもあります。ただ、その課題としまして、子どもたちのゲームをする時間が非常に長いという結果が出ております。ここには出てはいないのですが、児童質問紙調査等でそういうところが出ておりますので、家に帰った後の時間の使い方、家庭学習の充実、その辺のところについても学校、家庭が連携しながら取組を進めていかなければならないというふうに考えているところでもあります。

山口委員 学校体育の充実ということですが、これを見るとやはり中学生の体力評価が非常に低くなっています。今、気になるのは、部活動の地域移行で、部活動の地域移行の状況を見ていると毎日ではなくて週に3回だとか、集まって活動している状況だと思います。部活動というのはおそらく中学生の体力水準の向上にはかなりつながっていると思うのです。これは非常に課題的に難しいと思うのですが、やはり地域移行していく中でいかに部活動も踏まえて、中学生の体力、その水準を維持するためにどうしていかなければいけないのかと。非常に難しい課題だと思うのですが、そこをやっぱりしていくことによって全体的な体力づくりというか、体づくり、体とやはり心技体という心の関係も関わってくるので、そこをこれからも地域移行に対しての課題として、いろいろと考えてもらえたらどうかと思います。

学教課長 ここについても全国的に懸念されているところだと思います。地域移行が進むにつれて、要するに、土曜日、日曜日等で体を動かさない子が増えるのではないかと。いうところは、そこは本当に大きな課題であるというふうに思っております。今度の指導要領の改定で、部活動の扱いがどのようになってくるのかというところもまた1つ大きな絡みにもなってくるかと思っております。なかなか中学生、体育の授業で体を動かすことがあっても、あとは部活動、それ以外のところで時間がとれるかというところになると非常に難しいところでもあります。食べることであったり、体を動かすことであったりというところ、その辺の自分の体をどう維持していくのかというところを自覚させながら取組を進めていくというところで、これも学校だけではなくて、必ず家庭と地域と連携しながら進めていかなければいけないところだと思いますので、その辺の課題はしっかりと受けとめながら進めていきたいとい

うふうに考えております。

山口委員 授業研究や実例研究等、実践的な研修とありますが、これは生徒ですか、先生ですか。

教育長 教員です。

山口委員 今、非常に若い人が、確か団塊の世代の交代の中で非常に若い方が非常に増えてきています。そういう中で経験則が一定の数字に到達できていないなど言われている部分については、そういった研修が充実していくことによって若い教員さんのスキルアップにつながっていく状況であり、非常に関わってくると思います。特に世代間格差がおそらく発生している状況であると思われるので、ここを充実されていくことは今の若い世代を引き上げていく1つの条件であると思うので、この研修を考えてもらえるとよいのではないかと思います。

学教課長 御意見ありがとうございます。なかなかこの数字が19分の14だったり、12分の6だったりというところで、4段階の評価でいうと4、A B C DでいうとAだけを取り上げた数字になっております。Bまで入れると100%になるところなんです。学校としてまだもう一歩だなというような判断をしたところもあるかなというふうにとらえております。研修については、佐伯はかなり県内でも進んでいるところであるという自負はあるところであります。かなり有名な先生方にも御助言をいただきながらというところで、実は明後日なんです。佐伯小学校の前の三余館で小学校の先生が100人以上集まって、水戸部修治先生という元文科省の調査官をされていた方もいらっしゃって、ずっと佐伯小学校と関わりながら研究を進めているその先生が夏に授業づくり研修という形で来てくださるのですが、自主的に100人以上の先生方が集まって研修をするといったところも行っております。また、本年度、市内で外国語の全国大会を開催することになっておりまして、小学校の外国語活動、外国語の取組についても、本当に全国クラスであるというふうに思っております。ただ、今若手それと超ベテラン層という二極化が進んでいるところであります。そのベテランの力をいかに若い先生方に伝えていくのかというところが本当に大きなところだと思っていますので、この研修、研究というところについては、引き続き力を入れて進めていきたいというふうに思っております。

平井委員 A評価をずっと見ているのですが、例えば86ページで、ここでは令和5年度の施策に対する評価がAで、評価内容が「目標達成に向け順調に進んでいる。」となっており確かにAだなと思うのですが、ほかのAを見ると、例えばその次の88ページでは評価内容が「人権学習機会の提供は、順調に実施することができたが、地域の人権教育を推進するリーダーの育成までには至らなかった。」と書いてます。そのため、評価がAの割にはあまり良いことを書いていないような気がするのですが。

教総課長 評価の方法自体が、主な取組についても評価点を付けています。例えば 87 ページであれば、どうしても評価点が 3 のものがありましたので、5 と 3 の平均を取ると 4 になりますが、この 3 の部分がどうしても少しできていなかったと思われるのでこの評価内容にそのことが記載されるような形になっています。施策に対する評価についても、どうしてもですね、できなかった部分というところが記載されています。目標指標の達成状況についても 5 と 4 で 4.5 とありますので、合計したら 8.5 となり、評価が A ですが、どうしても 3 というところが引かかるという思いがありまして、こちらの方、評価内容に記載をさせていただいてるというような形になっております。

教育長 今回は前回と違って、目標指標の結果だけを見ずに、主な取組についても結果に至る努力したところは評価に見ましようというふうに、取組と最終的な指標の両方を評価することとしています。そうなったときに同じ A でも、指標は若干良くないが取組は頑張ったという評価と指標は達成してるけど取組に若干弱いところがあったと、それでも評価点にすると A になる。その違いが若干出てきているのかなと思います。今、平井委員が言われたように、評価内容の文章表現を具体的な取組と指標とに分けたような書き方にするとよかったのかもしれないです。

廣田委員 不登校のお子さんの居場所づくりについてですが、学校内での居場所づくりというのは学校内の教室などおそらく学校内にあると思うのですが、学校外での居場所づくりで中学生の参加がなかったのは、それは周知の問題などですか。仕事柄関わることが多く、中学生の不登校のお子さんは割と多いのですが、小学生はこれだけ参加、市内で 70 人だとそんなに多くはないのかもかもしれませんが、中学生の参加がなかったというのはどういう理由だったのかということが気になりましたのでお願いします。

学教課長 学校内での居場所づくりということで保健室であったり、別室を設置したりして、学校内に居場所を作っているところであります。学校外での居場所を作ろうということで、この取組を初めて行い、最初は中学生を対象に始めたのですが、なかなか生徒さんがいらっしやらなかった。いろいろな周知は行いました。学校を通じて、ここにいらっしやいというような感じで行ったのですが、なかなか家から出ることのハードルの高さであったり、誰がいるかわからなかったり、いろいろな不安要素がたくさんあったのかなというふうに思います。どうしても人の集まる場所に行くのはハードルが高いのかなと思ったところでした。それから、対象を小学生に広げたら、小学生がたくさんやってきたといったところで、不登校の子どもさんのみを対象としたわけではないんですけど、こういう居場所があるよ、こういう楽しい時間が過ごせるよというところでの取組をしたところであります。今度仲町にできる施設とも連携をしながら、良い取組ができないかなと今考えているところがございます。家から出ることであったり、人が集まる場所に行くことであったりという

ところが難しいかなというところで、グリーンプラザでの取組も併せながら行っていききたいというふうに思っているところであります。

山口委員 英検の3級、英語力についてですが、今大手の一部の企業はもう公用語が日本語と英語になっています。いわゆるTOEICなどの基準が大体もう700点とか800点以上の人たちが基本的な入社の基準となっているので、英語力を上げていくということは、これはもう学生としても必要だし、社会人としても必ず必要です。おそらく今からの社会は、公用語といいますか一般的な外国人材が入ってくると英語を基本にしたコミュニケーションというものが非常に大きくなっていくと思うので、やはり英語力を上げていくということは必須課題になると思います。そのため、ぜひともこの辺のですね、充実を図っていただきたいというのが、我々やっぱり社会人というか、企業人としての希望、要望ではあります。

学教課長 ありがとうございます。やはり英語ができないとこれから先は非常に困るといったところでありまして。この後のスケジュールのところでもお知らせをしようと思っていたのですが、今度10月2日から4泊5日で台湾に交流に行くということで、市内中学生に募集をかけましたところ、多くの中学生が申込みをしてくれました。私が団長で行くのですが、13人の中学生を連れて台湾の方に交流に行ってきます。全ての子どもたちと面接をしたのですが、非常に意欲が高く、英語力を身につけたい、いろいろな国の人と出会ってコミュニケーションを深めたいという思い、生の中学生の声を聞いたときにすごくうれしい思いをしました。また戻ってきて、報告会という形で、子どもたちが学んだことをまとめて、管内の中学校にも広めていきたいと思っているところであります。小学校での外国語活動、学校教育、これも充実したところもありますので、そこは本当にしっかりとつないでいききたいなというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

教育長 それでは、議案第35号の承認についてお諮りいたします。議案第35号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございました。いろいろといただいた意見については、今後の参考にさせていただきます。議案第35号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、令和6年第10回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 19時00分